

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務 の基準料金指数の設定についての意見及びそれに対する考え方

1 基準料金指数の設定について

意見1 X 値を CPI 連動として整理した場合であっても、NTT東西においては費用削減を継続することにより更なる経営効率化を進めるべき。	考え方1
<p>制度の趣旨を踏まえた費用削減について</p> <p>プライスキップ(上限価格方式)は、代替サービスのない市場において、支配的事業者の地位を濫用した料金の値上げを抑制し、利用者利益を保護するための規制として、一定の役割を果たしてきたと考えます。今回の基準料金指数の設定のとおり、X 値を CPI 連動として整理した場合であっても、特定電気通信役務の提供にあたり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という)殿は、費用削減への継続的な取り組みを通じて、更なる経営効率化を進めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>NTT東西は、利用者の利益に及ぼす影響が大きい、国民生活・経済にとって必要不可欠な電気通信サービスを提供する事業者として、事業経営の効率化を行うことにより、料金の低廉化に努めることが期待されている。今後、特定電気通信役務の収入の減少が見込まれていることにかんがみれば、当該収入減に見合った費用の削減を積極的に進めることが求められる。</p>

2 特定電気通信役務の範囲について

意見2 FTTHやOABJ-IP電話については、ブロードバンドの更なる普及促進の観点から、当面プライスキップ規制の対象とする必要はない。	考え方2
<p>本来、ユーザー料金は様々な事業者が競争する中で決められていくものであり、ユーザーが多様な選択肢の中からサービスを選べるよう競争を推し進めることが重要です。</p> <p>そのため、原則としてユーザー料金に対する規制は不要と考えます。FTTHやOABJ-IP電話については、ブロードバンドの更なる普及促進の観点から、公正な競争環境を確保し、更なる競争促進を図るための措置を講じていくことが先決であり、当面プライスキップ規制の対象とする必要はないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">(KDDI)</p>	<p>FTTHサービス及びOAB~J-IP電話の契約数は増加傾向である一方、現状では加入電話と比べて契約数が少なく、また、OAB~J-IP電話のトラヒックについても加入電話と比べて少ないことから、現時点では必ずしも利用者の利益に及ぼす影響が大きいとは言えず、ただちにプライスキップ制度の対象とする必要はないと考えられる。他方、契約数の増加傾向等を踏まえると、将来的には、対象役務として追加することを検討する必要があることに留意しつつ、今後の普及状況等を注視していく必要がある。</p>

3 その他

<p>意見3 競争事業者が提供する電話サービスに大きな影響を与えるドライカップやPSTNの接続料は需要の減少にコスト削減が追いつかないことから上昇傾向にある。競争可能な環境が継続的に維持されるよう、接続料の算定の在り方をマイグレーションの動向を踏まえた適切なものに見直す必要がある。</p>	<p>考え方3</p>
<p>なお、加入電話については現在プライスキャップ規制の対象となっていますが、競争事業者が競合する電話サービスを提供することによって、一定程度競争が機能してきました。</p> <p>しかしながら、競争事業者が提供する電話サービスに大きな影響を与えるドライカップやPSTNの接続料は需要の減少にコスト削減が追いつかないという根本的な問題が存在し、水準が上昇傾向にあります。</p> <p>このままでは競争が後退し、国民利便が損なわれることが懸念されることから、ユーザー利便を確保する観点で、NTT東・西により具体的な加入電話の移行計画を早期に明らかにさせ、接続料の算定の在り方をマイグレーションの動向を踏まえた適切なものに見直す必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI)</p>	<p>移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方については、平成23年12月20日付け情報通信審議会答申「ブロードバンドの普及促進のための環境整備の在り方について」(以下「ブロードバンド答申」という。)において、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコスト検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当との考え方が示されている。また、平成24年3月29日付け当審議会答申(情郵審第34号)においても、移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について、ブロードバンド答申を踏まえ、総務省において具体的な検討を行うことを求めている。</p>
<p>PSTNに係る接続料について</p> <p>2003年以来、X値をCPIと連動させた結果、CPIが低下する中であっても、基準料金指数は維持される結果となっています。その一方で、PSTNに係る接続料は、2012年度で前年度比約3.6%の値上がり(GC接続3分間相当)となっており、NTT東西殿の交換機を経由する主要トラヒックが、近年、年間約10～15%と高い減少率を示している状況を踏まえれば、今後も接続料上昇傾向が継続することが想定されます。</p> <p>今後、本制度を通じてユーザ料金が抑制される一方、PSTNに係る接続料が上昇しつづけた場合、接続事業者にとって競争が困難な環境になることが考えられます。このため、PSTNに係る接続料について、競争可能な環境が継続的に維持されるよう、接続料算定方法を見直す等の措置が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>PSTNに係る接続料算定の在り方に関しては、平成24年4月17日、総務大臣から情報通信審議会に対し、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」について諮問がなされ、現在同審議会において必要な調査審議が行われているところである。</p>
<p>意見4 本意見募集に対する直接のご意見でないもの</p>	<p>考え方4</p>
<p>電話加入権について・設置負担という名目にも関わらず別途工事費を負担しなければならないのは何故なのか。当初の金額は権利という信用の元に売買されていたが現在は無料に等しいが、加入権の有無により基本料金に差異を生じるのは何故か。全国遍く電話は普及しているのに加入権の有無により基本料金が違うのは何故か。通信は常時接続が基本であるのに非常時に繋がらない最大の欠点を克服できないのは何故か(本来非常時にこそその存在意義だと考える)。同じ個人または法人が必要な情報を得るために携帯電話と固定電話の両方を別途契約しなければならないのは何故か。固定電話と携帯電話か</p>	<p>本意見募集に対する直接のご意見でないため参考として承る。</p>

らのデータ通信に於ける料金査定の違いは何故か。同会社に於いても別途契約が必要なのは何故か。インターネットサイト(固定電話)と携帯電話サイトを区別して契約を促すのは何故か。通信の統一化を図り、世界の先駆となろうとしないのは何故か。ガラパゴスと比喻されるほどに自由競争が妨げられているのは何故か。考慮頂きたい。

(個人)

年金暮らし弱者です。NTTOCN使用中。
インターネットはなくてはならない生活手段です。
云いたい事は、「OCN使用料」があまりにも高い。
そもそも、全国整備されたインフラ構築は電電公社時代国民税金による。この膨大なプラント上でNTTが現在商売しているものである。
高齢者が増え続ける昨今、高齢者支援・サービスを切望する。
70歳以上は半額(≒3,000円)にするとか、考えてほしい。

(個人)